

東大阪FQP協議会設置規約

(目的)

第1条

東大阪流通業務地区及びその周辺において、貨物自動車の輸送交通に伴う様々な課題の解決に向け、関係者で協議調整を図り、地域として取り組むためのプランを作成するために、本協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条

本協議会の名称は、東大阪FQP協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(職務)

第3条

協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域の貨物輸送改善に関する調査、検討
- (2) 地域の貨物輸送改善に関する取り組み
- (3) 取り組みに関する広報
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条

本協議会を構成する委員は別紙による。

(会長)

第5条

協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の中から選出する。
- 3 会長は、本協議会を代表して協議会を総理し、必要に応じ協議会を招集し、協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長が止むを得ない事情により、出席できない場合に、これに代わって議長を務めることができる。

(会議)

第6条

協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席により会議を開催できる。

(委員でない者の出席)

第7条

会長は、必要があると認めるときは、協議会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条

事務局は大阪府都市整備部交通道路室、同八尾土木事務所及び東大阪市建設局土木部交通対策室に置く。

2 事務局は、会長の指示に従い、協議会の運営を行う。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

(別紙)

協議会委員所属

京都大学大学院工学研究科
大阪府都市整備部交通道路室
大阪府住宅まちづくり部市街地整備課
大阪府八尾土木事務所維持管理課
東大阪市建設局
東大阪市建設局土木部交通対策室
東大阪市建設局建設企画総務室
大阪府警察本部交通部駐車対策課
大阪府河内警察署交通課交通規制係
大阪府布施警察署交通課交通規制係
社団法人大阪府トラック協会企業振興部
新潟運輸株式会社 東大阪支店
トナミ運輸株式会社 東大阪支店
大阪府都市開発株式会社流通センター部
大阪府都市開発株式会社経営企画室

東大阪商工会議所
大阪機械卸業団地協同組合
協同組合大阪紙文具流通センター
大阪メルカート協同組合

東大阪 FQP 協議会事務局

大阪府交通道路室
大阪府八尾土木事務所
東大阪市交通対策室